

令和2年4月14日

市外認可保育所等を利用する
保護者の皆様へ

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公 印 省 略)

登園自粛要請期間延長に伴う保育料の日割り計算等について（通知）

日頃から本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための登園自粛等について、通知させていただきましたが、4月7日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制を防止し、社会混乱を回避するため、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、神奈川県より**外出の自粛を要請**されています。

本市でも、市内認可保育所等の登園自粛要請期間を5月6日まで延長いたしました。

つきましては、要件等を御確認の上、対象となる場合は、必要な手続きをお願いいたします。

1 保育料の日割り計算を適用する期間

**◎在園している施設または施設等の所在市区町村が登園自粛の要請を行っている場合
茅ヶ崎市からの登園自粛要請期間が対象**

令和2年4月9日時点では、**令和2年3月2日（月）から5月6日（水）まで**です。

5月7日以降の登園自粛要請等については市ホームページ等でご確認ください。

※5月7日以降、利用している施設の臨時休園や市区町村の要請により登園できない日がある場合は、別途お問い合わせください。

2 保育料の日割り計算について

(1) 対象者

本市に在住し、認可保育所等を利用している0～2歳クラスの児童

※保育料が0円の児童は対象外です。

(2) 条件

ア 在園している施設または施設等の所在市区町村が登園自粛の要請を行っている場合、上記1の日割り計算適用期間中（日曜日及び祝日を除く）に、1日でも登園を

（裏面へ続く）

控えた場合（欠席した場合）に適用します。

※実際の登園日数に基づき算定します。

(3) 計算・充当の手続き等

ア 日割り計算の方法

保育料（月額）÷ 25 日（月の開所基礎日数）×利用日数(※)（10 円未満切捨て）

※登園自粛要請期間が月途中で終了する場合は以下の通りです。

(例) 登園自粛要請期間が5月1日～5月6日の場合

(5月1日～5月6日の間の利用日数) + (5月7日以降の開所日数21日)

イ 別添「登園状況報告書」の「**保護者記載欄**」に必要事項を記載し、必ず利用施設の確認を得て（**利用施設記載欄**に記載を依頼してください）、利用した月の翌月15日までに茅ヶ崎市保育課に提出してください。（郵送可）提出を確認した後、市が「日割り計算」を行い、金額を決定し通知します。なお、6月以降も登園自粛要請等があった場合、当該月の「登園状況報告書」を市ホームページに掲載します。市ホームページからの取得が難しい場合は以下の連絡先にご連絡ください。

ウ 令和2年度各月分の月額保育料（日割り計算前）は、納期限までに、一旦お支払いをお願いします。その後、生じる差額については、今後の御利用月分の保育料へ充当いたします。（令和2年3月の保育料の差額のみ還付となります。）

ただし、過去に保育料の滞納がある場合は、滞納分に充当する場合があります

3 保育料の日割り計算が対象となる方へ

令和2年3月の保育料変更決定通知等は、5月下旬以降に通知いたします。市から保育料の差額分が還付となる方には、振込日を記載する予定です。

また、令和2年度4月分以降は、保育料変更決定通知等の発送に2か月程度お時間をいただく予定です。手続きが完了次第、お知らせいたします。

◎ 保育料を施設に納付している場合（認定こども園及び地域型保育事業に在園している児童）や公立の認可保育所等については、日割り計算の額を決定後、施設や施設所在市区町村での対応となりますので、詳細については各施設・施設所在市区町村に御確認ください。

事務担当 茅ヶ崎市こども育成部保育課 認定担当
住 所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
電 話 0467（82）1111